

## 8 教職員への措置等

### (1) 勤務時間の特例

未曾有の大震災という非常事態に鑑み、特別休暇の判断に齟齬がないよう、また、災害対応のための緊急的・臨時的な業務に対応できるよう、以下のとおり各種通知発出等の措置を行った。

#### イ 特別休暇

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-5）第22条第1項第26号及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-6）第20条第1項第26号において、「地震、水害、火災その他の災害、交通機関等の事故、法令の規定に基づく交通遮断又は隔離その他の不可抗力の原因により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」には「必要と認められる期間」において特別休暇が認められることとなっているが、下記の場合について当該条項に該当し特別休暇として承認して差し支えない旨、平成23年3月14日付けで関係機関、県立学校等及び各市町村教育委員会に通知した。

(イ) 学校職員の配偶者並びに二親等内の血族・姻族の看護等の必要な世話又は捜索を行う場合

(ロ) その他(イ)に準ずる場合（例：近密な知人を捜索する場合等）で決裁権者が必要と認める場合

#### ロ 勤務時間の割振り

災害に対応するために、例えば職員を3班に分け交代制で夜間も泊り込みで勤務する場合について、職員の疲労回復のために勤務時間の割振り変更ができること（下表参照）とし、平成23年3月14日付けで関係機関に通知した。併せて、県立学校及び市町村教育委員会に、勤務時間の割振りを変更する場合の参考例として下表の割振り例を通知した。

(表)

パターン	曜日	始業時間	終業時間	休憩時間
服務規程 (原則)	月曜日から 金曜日まで	8時30分	17時15分	12時から13時まで
変更パターン①	月曜日から 金曜日まで	15時15分	24時00分	うち休憩時間1時間
変更パターン②	月曜日から 金曜日まで	0時00分	8時45分	うち休憩時間1時間

#### ハ 週休日の振替

県立学校職員、県費負担教職員及び教育委員会事務局職員を対象に、災害対応業務のために土曜日等の休業日に勤務する場合の週休日の振替等について、人事委員会の承認を受け、平成23年4月1日から振替期間を延長し、勤務日を起算日として「前4週・後8週」から「前4週・後16週」までの期間内に振替可能とした（平成23年4月5日付け通知）。

#### ニ 安否不明職員への対応

震災により安否が不明となった教職員4名について、本人の身分保障と家族の生活保障の観点から、地方公務員法並びに職員の分限に関する条例及び県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例に則り、平成23年4月12日付けで休職扱いとした。

(2) 教員特殊業務手当の支給

地震発生以来、多くの教職員が児童生徒の安否確認等の業務に従事した。また、多くの学校が避難所となり、教職員が運営支援にあたったが、市町村の機能が十分図られない状況下にある避難所運営の支援にあたっては、非常災害時における緊急の防災業務として特殊勤務手当（教員特殊業務手当）の支給対象業務とすること並びに命令又は届出ができる状態でなかった場合については、事前の命令又は届出がなされていない場合でも従事者本人からの従事内容等の報告による確認を経て、支給可能とするなどの特例措置について、3月14日付けで通知した。

さらに震災の影響が大きい学校では、地震発生の日から一週間以上連続して避難所運営の支援を行う教員が存在したものの、特殊勤務手当の支給限度額（給料月額 $\times$ 20/100以内）の規定により、実績額が支給できない状況であったが、支給限度額の規定を適用除外とする条例改正が行われたことから、その取扱いについて、4月19日付けで通知した。

【支給状況】（平成23年9月11日現在）

区 分	件 数	金 額	備 考
児童生徒の安否確認等（6,400円/回）	約45百件	約29百万円	
避難所運営の支援等（12,800円/回）	約176百件	約226百万円	
計	約221百件	約255百万円	

(3) 教員研修の取扱

イ 初任者、10年経験者研修については、研修日数を縮小するとともに、校外研修を校内研修へ振り替えたほか、当該研修以外の研修においても、縮小、延期及び中止など学校等の実情に応じて実施した。

研修 校種	初任者研修		10年経験者研修	
	機関(園外)研修	勤務校(園内)研修	校(園)外研修	校(園)内研修
幼稚園	9日 → 6~8日	10日 → 10日	9~11日 → 5日	10日 → 11日
小・中学校	18日 → 8~13日	150時間 → 実情に応じて	15日 → 7日	15日 → 20日
県立学校	18日 → 11日前後			

ロ 東日本大震災に対応した次の教員研修等を実施し、災害への対応能力の向上を図った。

(イ) 新たな研修

- ・防災教育等推進者緊急研修会（H23.12.6, 8, H24.1.12）
- ・新規採用（採用2年目の者を含む。）養護教諭研修会（H24.2.1）

(ロ) 研修項目の変更等

- ・初任者研修（2年目）健康教育・体育施設等体験研修会（H23.8.2）
- ・初任者研修に係る指導教員、拠点校指導教員研修会（H23.8.23）
- ・初任者研修（心のケア・防災教育研修会）（H24.2.24）
- ・10年経験者研修での防災教育ワンポイント講座の実施
- ・教育相談研修の当初計画に「心のケア」に関連した内容を追加実施

(4) 教育職員免許事務の取扱

イ 教育職員免許手数料の免除

教育職員免許状の再交付等申請に係る手数料について、被災者の負担軽減、不利益の解消（更新

講習が受講できないことによる失効の防止)のため、以下のとおり手数料を減免した。(平成 23 年 5 月 1 日施行)

- |                       |            |         |
|-----------------------|------------|---------|
| (イ) 教育職員免許状の再交付に係る申請  | 1 件当たりの手数料 | 1,100 円 |
| (ロ) 免許更新修了確認期限の延期及び延長 | 1 件当たりの手数料 | 2,000 円 |

(ハ) 減免件数等 (平成 24 年 2 月末現在)

- ・ 再交付 412 件
- ・ 期限延期, 延長 11 件

ロ 教育職員免許状授与の柔軟な対応

免許状出願関係書類のうち、戸籍抄本などを他の書類で代替できることとした。また、他の都道府県に対して、本県採用内定者のうち、免許状出願関係書類の本県への提出が困難な者からの申請があった場合には、柔軟に受理し、授与されるよう依頼した。

ハ 教員免許更新制に係る対応

文部科学省からの通知に基づき、免許管理者として「東日本大震災の影響で免許状更新講習の受講が困難な場合」を修了確認期限等の延期事由に該当するとした。また、県内更新講習開設大学に対して、被災者の受講申込み方法についての配慮を依頼した。